



被保険者と世帯（平成 30 年 3 月 31 日現在） 被保険者数 19,932 人 世帯数 12,538 世帯

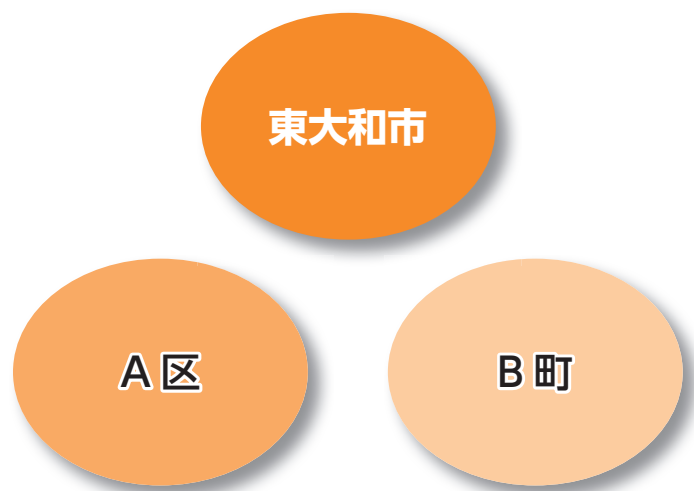
平成30年度から 国民健康保険の制度が変わりました

平成29年度までの国民健康保険制度は区市町村ごとに運営していました



国民健康保険はなぜ変わったの？

国民健康保険は、加入されている方の年齢層が高く、医療費が多くかかる等の構造的な課題があり、区市町村によっては、医療費が急増する等の財政が不安定になるリスクを抱えていました。こうした構造的な課題を解決し、制度を安定化させるため、国民健康保険の制度が変わりました。



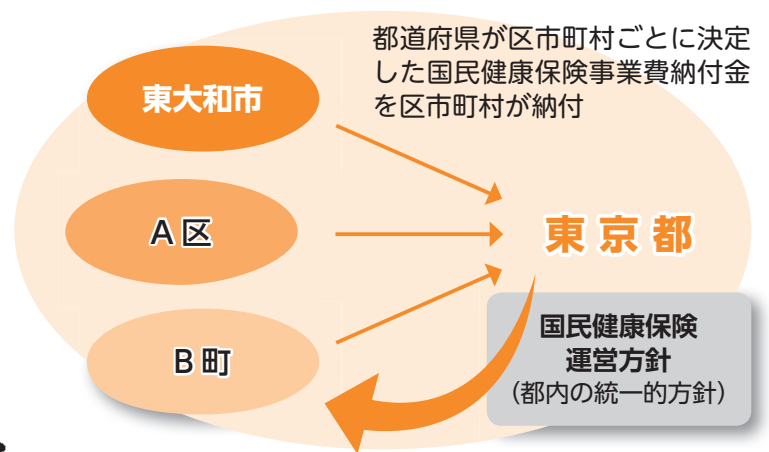
それぞれの区市町村ごとに運営

平成30年度からは、都道府県が区市町村とともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担うこととなりました（詳しくは2面をご覧ください）



国民健康保険はどのように変わったの？

国民健康保険の構造的な課題に対応するために、国からの財政支援が拡充されました。また、都道府県は国民健康保険の財政運営の中心的な役割を果たします。区市町村は、これまでと変わらず、地域住民の窓口としての役割を担います。



東京都は保険給付等に必要な費用の全額を区市町村に支払う

具体的に変わったことって何？

⇒詳しくは2～3面にて



保険税は変わったの？

⇒詳しくは4～5面にて



健康な毎日を送りたいな！

⇒詳しくは6～7面にて



国民健康保険の加入・脱退等の手続きは引き続き市が窓口です。よくいただく質問については8面をご覧ください。

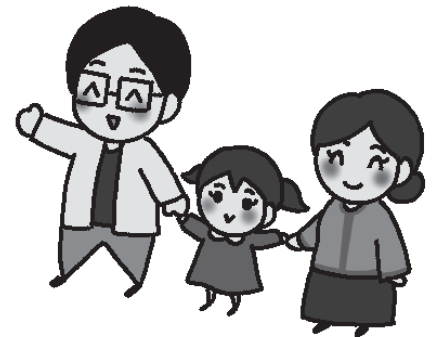
国民健康保険制度の変更点

都道府県と区市町村でそれぞれの役割を担います

都道府県は財政運営の責任主体として、国民健康保険の運営の中心的な役割を担います。

区市町村は地域住民と身近な関係の中、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。国民健康保険への加入や脱退、保険料(税)の課税や徴収、保険給付等については、これまでと変わらず、区市町村が窓口となります。

	都道府県の主な役割	区市町村の主な役割
1. 財政運営	財政運営の責任主体 ・区市町村ごとの国民健康保険事業費納付金 ^{※1} を決定 ・財政安定化基金の設置、運営	・国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付
2. 資格管理	国民健康保険運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・被保険者証(保険証)の発行等
3. 保険料(税)の決定 課税・徴収	区市町村ごとの標準保険料率 ^{※2} を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料(税)率を決定 ・所得や世帯構成に応じた課税・徴収
4. 保険給付	・給付に必要な費用を、全額、区市町村に対して支払い ・区市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・被災等の個々の事情に応じた一部負担金の減額・免除
5. 保健事業	区市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施(データヘルス事業等)



保険証等の様式を変更します

都道府県が保険者となることに伴い、国民健康保険被保険者証(保険証)等の様式を変更します。資格管理を都道府県とともに行いますので、下記の更新時期に、東京都を保険者とした新たな様式に切り替わります。



今持っている保険証の様式はいつ変わるの？

保険証ほか各証の様式は、更新時に変わります。

現在、お使いの保険証(短期証を含む)、高齢受給者証、限度額適用認定証は、そのまま有効期限まで使用できます。

なお、更新等の手続きの方法はこれまでと変わりません。



保険証等の更新時期

- 国民健康保険被保険者証(保険証)
平成31年10月1日切り替え
- 国民健康保険高齢受給者証
平成30年8月1日切り替え
- 国民健康保険限度額適用認定証
平成30年8月1日切り替え

※原則、更新月の前月(保険証なら平成31年9月)中に新しい様式の証または申請の案内を送付いたします。

用語の説明 その1



※1 国民健康保険事業費納付金

区市町村が、都道府県に納める納付金で、区市町村ごとの被保険者数や所得水準、医療費水準で納付額が決定します。この納付金は、都道府県が区市町村に支払う保険給付に必要な費用の一部に充てられます。

※2 標準保険料率

国民健康保険事業費納付金を納めるために必要とされる国民健康保険税率です。都道府県が区市町村ごとに算定します。区市町村は、算定された標準保険料率を参考に、国民健康保険税率を決定します。

高額療養費の多数回該当^{※3}が転出しても引き継がれます

高額療養費とは、同じ診療月内に医療機関に支払った一部負担金が、限度額を超えた場合に、超えた額を世帯主へ支給する制度です（対象となる方には、後日、市から申請案内をお送りします。）。

これまでは、市外へ転出すると、高額療養費の該当回数を引き継ぐことができませんでした。平成30年度からは、都道府県がともに国民健康保険の保険者となることから、被保険者が同一都道府県内の区市町村に転出した場合は、高額療養費の該当回数が引き継がれるようになります。

※但し、世帯構成の変更等により、引き継がれない場合があります。なお、都外へ転出した場合は、引き継がれません。



どのような場合に高額療養費の該当回数が引き継がれますか？

高額療養費の該当回数の引き継ぎは、世帯単位で行われます。そのため、世帯構成を変更すると引き継がれない場合があります。基準は、次のとおりです。

- 1 世帯員全員が、世帯構成を変更せずに異動をする場合（転出・転入、世帯主の変更等）には、高額療養費の該当回数は引き継がれます。
- 2 世帯構成を変更する異動の場合（世帯分離、世帯合併等）には、異動前と異動後の世帯主が同じ場合に、その世帯主の世帯に対して高額療養費の該当回数が引き継がれます。



高額療養費の該当回数の引き継ぎの一例

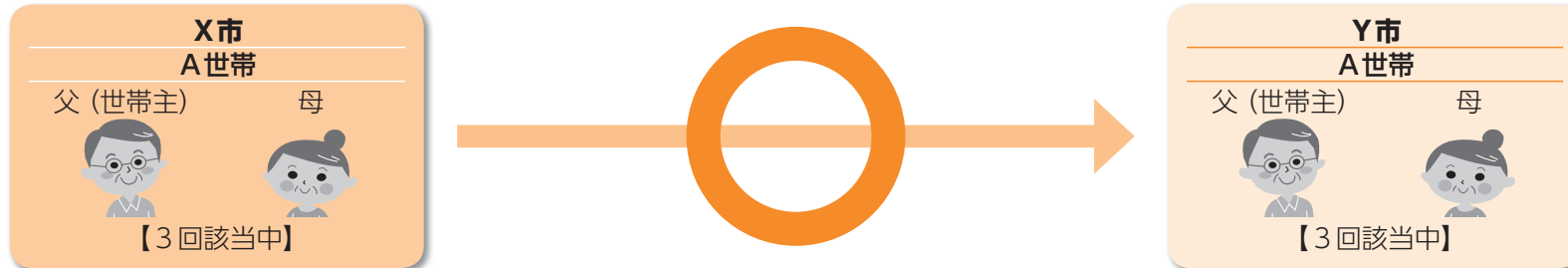
平成29年度まで 市外へ転出した場合、高額療養費の該当回数は引き継がれませんでした。



平成30年度から 東京都内の転出・転入であれば、原則、高額療養費の該当回数が引き継がれます。

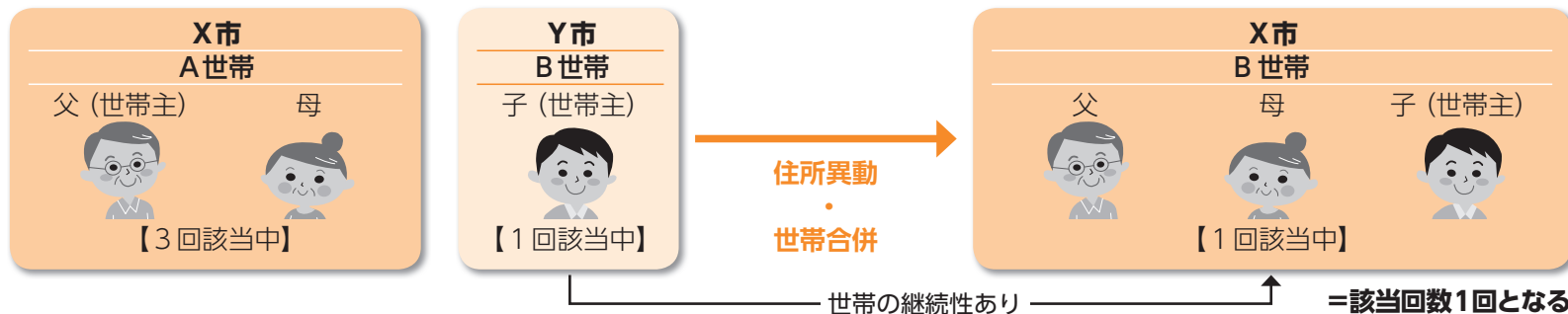
基準 1 世帯員全員が、世帯構成を変更せずに異動する場合（東京都内の転出・転入、世帯主の変更等）、高額療養費の該当回数が引き継がれることとなりました。

【一例】

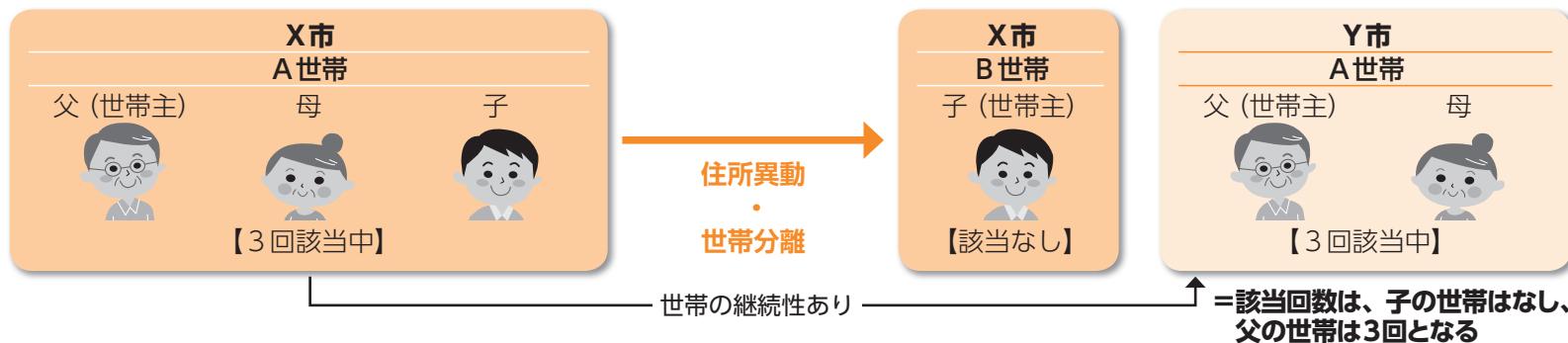


基準 2 世帯構成を変更する異動の場合（世帯分離、世帯合併等）には、異動前と異動後の世帯主が同じ場合に、その世帯主の世帯に対して、高額療養費の該当回数が引き継がれます。

【一例】 **パターン1** X市の父と母のもとに、Y市の子が世帯主として転入してきた場合、高額療養費の該当回数は世帯主の該当回数が引き継がれるため、子の該当回数（1回）が引き継がれ、父と母の該当回数は引き継がれなくなります。



パターン2 X市の父と母と子の世帯で、世帯主である父と母がY市に転出し、X市に残った場合、高額療養費の該当回数は世帯主の該当回数が引き継がれるため、Y市に転出した父と母に該当回数（3回）が引き継がれ、X市に残った子は該当回数が0回となります。



用語の説明 その2



※3 高額療養費の多数回該当

ひとつの世帯で過去12か月の間に、高額療養費の限度額を超えた月が4回以上あった場合、所得や年齢等により、限度額が引き下げられる場合があります。

平成30年度の国民健康保険税を改定しました



なぜ国民健康保険税を改定したの？

国民健康保険は、他の公的医療保険と比べて、加入されている方の年齢層が高く医療費が多くかかる、加入されている方の所得水準が低いという傾向があり、財政的に不安定なため、赤字が生じやすいという課題を抱えています。

国民健康保険の制度改革では、制度を将来にわたって健全に維持していくために、財政的に赤字にならない運営となるように見直されます。

市では、東京都が策定した国民健康保険運営方針に示されている赤字を解消するため、医療費の適正化や保健事業の充実等に取り組み、保険税の急増を抑えるとともに、保険税率の改定を行いました。



東京都国民健康保険運営方針 (抜粋)

- 都と区市町村が一体となり、安定的な財政運営並びに区市町村が担う国民健康保険事業の広域化・効率的を推進
- 赤字の解消・削減に当たっては、区市町村それぞれの事情を勘案し、医療費適正化や収納率向上に取り組むとともに、計画的な保険料(税)の見直しが必要
- 今後、医療費適正化や収納率向上を推進し、保険料(税)水準を平準化



国民健康保険の「赤字」って何？

現在、国民健康保険事業では、本来保険税でまかなうべき財源を、市の他の会計(一般会計)から繰入れを行うことで補填して、運営しております。これが国や東京都から解消を求められている赤字です。



東大和市の国民健康保険の財政健全化に向けた取組

平成29年度の国民健康保険税率で、平成30年度の予算を見込んだところ、歳出に対する歳入の不足額は、約5億8,059万円でした。この不足額は、一般会計からの繰入れを行って補填することから、市が解消すべき額となります。

【1年で一般会計からの繰入れによる補填を解消する場合】1人当たりの国民健康保険税改定率は37.5%

1年で解消すると、保険税が急激に上がってしまうため、6年の間で解消を目指します。



どうして解消期間を6年間にしたの？

国民健康保険の制度改革による国民健康保険税の急激な増加を抑えるため、国は、6年間の期限とした特例基金を設けました。7年目以降は特例基金による抑制がなくなる分、東京都へ納める国民健康保険事業費納付金が増加することが考えられ、さらに一般会計からの繰入れによる補填の解消分の負担も加わり、国民健康保険税が急激に増加する可能性があることから、6年で解消することを目指します。



【平成30年度の改定】1人当たりの国民健康保険税改定率は6.25%
一般会計からの繰入れによる補填の解消額：9,677万円(5億8,059万円/6年)

改定率は、被保険者数、所得水準、医療費水準等に変動がないことが前提となります。

【所得の低い方へ配慮した応能割(所得割)：応益割(被保険者均等割)】

市では、被保険者に等しく課税される被保険者均等割の比重を軽くすることで、低所得者層に係る国民健康保険税の負担を抑えています。平成30年度では、応能割：応益割を概ね64対36として、所得の低い方への配慮を行っています。

【保健事業の推進による市民の皆様の健康保持・増進】

市民の健康保持・増進を目的とした保健事業を一層推進し、健康寿命を延伸する取組を継続します(詳しくは6・7面をご覧ください)。

東大和市国民健康保険税率はこのように改定しました

平成29年度			平成30年度		
医療分	所得割	5.64%	医療分	所得割	5.95%
	被保険者均等割	被保険者1人について 26,500円		被保険者均等割	被保険者1人について 28,000円
	課税限度額	52万円		課税限度額	58万円
後期高齢者 支援金分	所得割	1.68%	後期高齢者 支援金分	所得割	1.78%
	被保険者均等割	被保険者1人について 7,900円		被保険者均等割	被保険者1人について 8,500円
	課税限度額	17万円		課税限度額	19万円
介護分 (40～64歳)	所得割	1.83%	介護分 (40～64歳)	所得割	1.90%
	被保険者均等割	被保険者1人について 10,800円		被保険者均等割	被保険者1人について 10,600円
	課税限度額	16万円		課税限度額	16万円

※減額制度（下記に該当する世帯は被保険者均等割が減額されます。）

- 7割減額：前年中の世帯の総所得金額等が33万円以下の世帯
- 5割減額：前年中の世帯の総所得金額等が33万円+被保険者数×275,000円以下の世帯
- 2割減額：前年中の世帯の総所得金額等が33万円+被保険者数×500,000円以下の世帯

平成30年度の国民健康保険税率等を用いた試算の一例です

モデル世帯		年間国保税額		
夫婦2人(40代)、子ども2人世帯 夫の給与所得250万円(給与収入380万円) 妻の収入無し		376,100円		
	所得割…① {前年の総所得金額等 -基礎控除額(33万)}×割合	被保険者均等割…② 被保険者数×一定額	合計(①+②) ※100円未満切り捨て	
医療分	2,170,000円×5.95%=129,115円	4人×28,000円=112,000円	241,100円…③	
後期高齢者 支援金分	2,170,000円×1.78%=38,626円	4人×8,500円=34,000円	72,600円…④	
介護分 (40～64歳)	2,170,000円×1.90%=41,230円	2人×10,600円=21,200円	62,400円…⑤	
年税額	③+④+⑤=376,100円			

モデル世帯		年間国保税額		
夫婦2人(70歳) 夫の年金所得50万円(年金収入170万円) 妻の収入無し		49,600円		
	所得割…① {前年の総所得金額等 -基礎控除額(33万)}×割合	被保険者均等割…② 被保険者数×一定額	合計(①+②) ※100円未満切り捨て	
医療分	170,000円×5.95%=10,115円	2人×14,000円=28,000円 5割減額の条件に該当するため、 均等割が5割減額となります。	38,100円…③	
後期高齢者 支援金分	170,000円×1.78%=3,026円	2人×4,250円=8,500円 5割減額の条件に該当するため、 均等割が5割減額となります。	11,500円…④	
介護分 (40～64歳)	該当なし			
年税額	③+④=49,600円			

国民健康保険税のお支払い

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主となっています。そのため世帯主が国民健康保険の被保険者ではない場合でも、納税通知書は世帯主にお送りします。

納期限

【納付書または口座振替による納付(普通徴収)の場合】
普通徴収の納期は最大で1期(7月)から8期(翌年の2月)までの8回となります。加入届出月の翌月(4月～6月中旬までの届出の場合は7月)に、世帯主に納税通知書を送付します。

納期	納期限
1期	平成30年 7月31日(火)
2期	平成30年 8月31日(金)
3期	平成30年10月 1日(月)
4期	平成30年10月31日(水)
5期	平成30年11月30日(金)
6期	平成30年12月25日(火)
7期	平成31年 1月31日(木)
8期	平成31年 2月28日(木)

【年金からの引き落としによる納付(特別徴収)の場合】

年金の支給時期に合わせて、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回に分けて納付していただきます。なお、国民健康保険税額の決定が7月になることから、4月、6月、8月は、仮徴収として原則前年度の2月と同額となります。



平成30年度の国民健康保険税はいくらになるの？

平成29年1月～平成29年12月の所得で算定されます。

源泉徴収票や確定申告書のコピー等、所得がわかるものをご持参いただければ、市役所で試算することが可能です。また、下表の試算表にて計算していただくことも可能です。市のホームページでも試算表(エクセル形式)を掲載しております。「東大和市 国保 試算表」で検索してください。



平成30年度 東大和市国民健康保険税試算表

医療分	(前年の総所得金額等-33万)×0.0595=_____円 ①
	被保険者数×28,000=_____円 ②
	①+②=_____円 ③
後期 高齢者 支援 金分	(前年の総所得金額等-33万)×0.0178=_____円 ④
	被保険者数×8,500=_____円 ⑤
	④+⑤=_____円 ⑥
介護分 (40～64歳)	(前年の総所得金額等-33万)×0.0190=_____円 ⑦
	被保険者数×10,600=_____円 ⑧
	⑦+⑧=_____円 ⑨
(③+⑥+⑨)÷12か月×加入月=_____円	

※前年の総所得金額等とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額をいいます(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。
※計算結果は目安としてください。正式な税額は納税通知書で確定となります。

健康の保持・増進、医療費の適正化に向けて

40歳をむかえたら、特定健康診査を受診しましょう！

近年、食生活や運動不足によって糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症といった生活習慣病の増加が見られています。特に、高齢期に向けて生活習慣病による外来の受診率は徐々に増加しており、75歳頃を境に生活習慣病を中心とした入院の受診率も上昇しています。

特定健康診査は、生活習慣病の要因となる内臓脂肪型肥満と高血糖、高血圧症等のリスク要因が重なるメタボリックシンドロームの兆しを早期に発見するために行うものです。受診結果からご自身の健康状態を知ることができます。

対象者や受診券の送付時期、健診項目等については下表をご覧ください。

【対象者等概要】

対象	40歳から74歳までの東大和市国民健康保険被保険者	
誕生月と受診券の送付時期	誕生月	受診券送付時期
	4・5・6・7月	6月中
	8・9・10・11月	7月中
	12・1・2・3月	8月中
健診項目	○質問票（服薬歴・喫煙歴など） ○身体計測（身長・体重・BMI・腹囲） ○血圧測定 ○血液検査（脂質・血糖・肝機能検査・腎機能検査） ○尿検査（糖・たん白）	
受診場所	東大和市医師会、小平市医師会、武蔵村山市医師会加入の指定医療機関	
費用	無料（ただし、健診項目にない検査等を受けた場合は別途、費用がかかります。）	

※東大和市国民健康保険以外の健康保険に加入されている方は、加入する保険者からの案内に従って受診してください。
※受診券に、受診期間が記載されています。期間内に受診してください。



生活習慣の改善のため、特定保健指導を利用しましょう！

特定保健指導は、特定健康診査の結果を踏まえ、生活習慣病になりやすいリスク等に応じて、保健師等の専門職から生活習慣の改善にむけたアドバイスやサポートを行うものです。費用については、特定健康診査と同様、無料となります。

特定保健指導の支援内容には動機付け支援と積極的支援があり、対象となった方には、9月から順次、特定保健指導の利用券等を送付します。

人間ドック・脳ドックの受診料が助成されます！

国民健康保険の被保険者が人間ドックまたは脳ドックを受診すると受診料の一部が助成されます。

【該当要件】

- ・次のいずれかの病院等で実施している人間ドック等であること
 - ①国立または公立の人間ドック等を実施している病院等
 - ②（一社）日本病院会または（公社）全日本病院協会の指定を受けて人間ドック等を実施している病院等
 - ③健康保険法に規定する保険医療機関で人間ドック等を実施しているもの
- ・受診日に40歳以上の国民健康保険の被保険者であること
- ・申請日までに納期限の到来した国民健康保険税を完納していること
- ・申請回数は、人間ドックと脳ドックを合わせて一人年度1回まで
- ・受診後1年以内の申請であること
- ・簡易な健康診断、PET 検診、オプション料金は対象外

【助成金額】

23,000円（ただし、受診料が23,000円未満の時は、当該受診料と同額）

【申請に必要なもの】

- ・人間ドックまたは脳ドックが明記してある領収書
- ・国民健康保険被保険者証（保険証）
- ・印鑑（朱肉をつかうもの。自動浸透印は不可。）
- ・振込先のわかるもの（世帯主名義の金融機関口座。ゆうちょ銀行は振込専用の口座番号が必要）

新しく
始まります

国民健康保険の被保険者で、特定健康診査、特定保健指導、人間ドックまたは脳ドックを受けた方は
東大和市民体育館のトレーニング室の利用や当日参加型教室を無料で体験できます！
これをきっかけに運動習慣を始めてみませんか？

下表の提示物と運動のできる服装や靴等を準備して、東大和市民体育館へ行くとトレーニング室の利用や当日参加型教室（健康教室、ヨガ等さまざま）を無料で体験できます！
同行者はおひとり様のみ、一緒に無料体験が受けられますので、ご友人やご家族等をお誘いください。

ご一緒に来られたご友人やご家族は、
おひとり様のみ無料体験できます！

- 無料体験は、特定健康診査受診の方は1回、特定保健指導利用の方は2回、人間ドックまたは脳ドック受診の方はいずれかで1回、ご利用いただけます（平成30年度の受診等に限りです。）
- 無料体験の期限は、平成30年度の受診等については平成31年3月31日までです。
- 当日参加型教室は、先着順となります。参加の手続きがありますので、余裕をもってお越しください。定員に達した場合、参加をお断りする場合があります。
- 当日の健康状態によって、無料体験を利用できない場合があります。
- 無料体験を利用する際に、東大和市民体育館の市内循環バス「すこやかスマイルバス」を無料で利用できます。乗車の際、下表の提示物を運転手にご提示ください。
※「ちよこバス」とは異なりますので、くれぐれもご注意ください。

対象者	国民健康保険被保険者証（保険証）と合わせて、以下のものをご提示ください。	
特定健康診査の受診者	特定健康診査の受診結果 ※あくまでも受診の確認のみで、健診結果の数値等の確認は行いません。 無料体験の利用は、当該年度内に受診したのにつき1回限りです。	※必ず原本をご提示ください。なお、無料体験利用済の印を押印させていただきますので、予めご承知おきください。 ※受診等の後に、後期高齢者医療制度や他の社会保険に移行された方は、本人確認のため、移行された保険証をご持参ください。
特定保健指導の利用者	「動機付け支援」「積極的支援」の平成30年度初回日が確認できるもの	
人間ドックまたは脳ドックの受診者	人間ドックまたは脳ドックの受診料助成の決定通知 ※無料体験の利用は、当該年度内に受診したのにつき1回限りです。	

当日参加型教室は、日によって開催内容が異なります。開催内容の詳細や「すこやかスマイルバス」のルートや時刻表につきましては、東大和市民体育館までお問合せいただくか、東大和市民体育館のホームページで確認できます。

東大和市民体育館（東大和市民体育館）東大和市民桜が丘 2-167-13 電話 042-566-3531

各種保健事業について

国民健康保険被保険者を対象に、診療報酬明細書（レセプト）データ及び特定健康診査の結果を活用した下記の保健事業を実施しています。

【糖尿病等重症化予防プログラム事業について】

国民健康保険被保険者で、生活習慣を起因とした糖尿病等の治療をしている方の中から対象となった方へ糖尿病等重症化予防プログラムのご案内を送付します。この事業は、糖尿病等の重症化を防ぐことを目的としています。

プログラム内容は、保健師等によって生活習慣の改善を図るため、食事や運動等についての支援を個別面談や電話相談等にて実施するものです。

- プログラム参加費は無料となります。
- 対象者には、参加案内等の送付物を6月頃に送付させていただきます。
- 参加にあたっては、担当医師と相談し、お申し込みください。

国民健康保険の被保険者で人工透析患者91人を対象に分析を行った結果、透析関連にかかった医療費は一人あたり約570万円！

※東大和市の平成28年4月～平成29年3月診療分の医療費分析より

このプログラムは平成25年度から実施して、延べ60名（平成29年度事業終了分まで）が参加しています。なお、参加者で人工透析に移行された方はおりません。

事業参加者の中には、糖尿病にかかる検査値が改善されたり、事業参加が生活習慣等の改善につながった方が大勢いらっしゃいます。



【健診異常値放置者受診勧奨事業及び生活習慣病治療中断者受診勧奨事業】

国民健康保険被保険者で、診療報酬明細書（レセプト）データ及び特定健康診査の結果から改善が必要な項目があった方のうち、医療機関を受診していない方、生活習慣病の治療を中断している方に、医療機関への受診に関するお知らせを送付します。

- 対象者には、7月末に通知を送付いたします。

【保健師等による家庭訪問相談事業】

国民健康保険被保険者で、病名、検査、処方等の状況により生活習慣等のアドバイスが必要な方に、保健師等による家庭訪問相談に関するご案内を送付します。

- 対象者には、9月頃に通知を送付いたします。保健師等の担当相談員からお電話にて事業の詳細を説明したうえで、訪問してよろしいか確認します。事業の参加に同意いただいた方は、保健師等がご家庭を訪問し、健康の維持・増進に向けた情報提供や指導を行います。

ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品とは先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される同一成分（同一効能、効果）を持つ後発医薬品のことです。

国民健康保険被保険者でジェネリック医薬品に切り替えた時に、自己負担額の削減が見込まれる方へ通知を送付しています。この通知により、特に申請等の手続きを行う必要はありません。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望する方は担当医師にご相談ください。

市では、平成25年6月からジェネリック医薬品利用差額通知書の送付を行い、これまで延べ3,075人（平成29年11月診療確認分）の方が切り替え、**薬剤費全体では約2億7,800万円の削減となりました！**

被保険者のみなさんの窓口負担を3割として計算すると、被保険者にかかる薬剤費は8,340万円削減されました！



対象者：国民健康保険被保険者で先発医薬品を処方されている方のうち、ジェネリック医薬品へ切り替えるとお薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方。

すべての被保険者に通知を送付するものではありません。

通知の時期：対象者には、毎月、月末に通知を送付しています。

東大和市国民健康保険

第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画を策定しました

第2期データヘルス計画は、特定健康診査の結果や診療報酬明細書（レセプト）のデータを活用し、効果的な保健事業を実施することを目的とした計画書です。

第3期特定健康診査等実施計画は、糖尿病をはじめとする生活習慣病を引き起こすとされる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を、効果的かつ効率的に実施することを目的とした計画書です。

- 内容は、市のホームページでご覧になれます。また、保険年金課（市役所1階）でも閲覧を行っています。
- 計画期間は平成30年度から平成35年度までの6年間です。

みなさまの健康への取組は、からだにもおさいふにも効果アリです



特定健康診査等を受診することで、ご自身の健康状態への気づきや病気の早期発見につながります。

さらに、市の保健事業をご利用いただくことで、病気の重症化を防ぐことができ、いきいきとした健やかな毎日を送れます。

こうした取組によって医療費の適正化が進めば、保険税を抑えることにもなります。

よくある質問



Q1 国民健康保険は、どんな人が加入するの？

A1 公的医療保険の一つである国民健康保険は、他の医療保険に加入していないすべての住民を被保険者としています。

日本の医療保険制度は、原則としてすべての国民が何らかの公的医療保険に加入することになっており、これを国民皆保険こくみんかいほけんといっています。



Q2 就職して職場の健康保険（社会保険等）に加入したら、国民健康保険を脱退する手続きは必要？

A2 手続きが必要になります。自動的に切替えられませんので、保険年金課までお越しください。脱退の手続きにつきましては、下の「国民健康保険に加入するとき・脱退するときの手続き」をご覧ください。



Q3 国民健康保険被保険者証（保険証）をなくしてしまった！再発行できるの？

A3 再発行ができます。申請書への記入が必要になりますので保険年金課までお越しください。申請後、ご自宅へ郵送いたしますが、運転免許証やパスポート等の公的機関が発行した顔写真付きの証明書をお持ちのうえ、世帯主または加入者が届けた場合は、窓口で受け取ることができます。



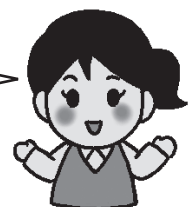
Q4 平成30年度から、国民健康保険に加入や脱退をする手続き等は変わるの？

A4 これまでと変わりません。国民健康保険への加入や脱退、保険税の課税や徴収、保険給付等については、市が窓口となります。



Q5 平成30年度から、国民健康保険税の支払い方法は変わるの？

A5 これまでと変わりません。国民健康保険加入の届出月の翌月（4月から6月中旬の届出は7月）に納税通知書をお送りいたしますので、金融機関やコンビニ等でお支払いください。届出により口座振替に変更できます。年金からの引き落とし（特別徴収）の要件に該当する世帯は自動的に年金からの引き落としに切り替わります。



国民健康保険に加入するとき・脱退するときの手続き

【加入するときに必要なもの】

- ・ 職場の健康保険をやめたとき……………職場の健康保険をやめた証明書（健康保険資格喪失証明書または退職証明書等）
- ・ 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき……………被扶養者でない理由の証明書（健康保険資格喪失証明書等）
- ・ 転入したとき……………他の区市町村の転出証明書
- ・ 子どもが生まれたとき……………親の国民健康保険被保険者証

※国民健康保険はこれまで加入していた健康保険をやめた日（社会保険資格喪失日、転入日など）にさかのぼって加入することになります。また、保険税もその日から計算します。

※保険証の交付は原則郵送ですが、公的機関が発行した顔写真付の証明書（運転免許証やパスポート等）をお持ちの場合は窓口で受け取ることができます。

※本人以外が届出をする際には印鑑が必要になります。また、自動浸透印は使用できません。

【脱退するときに必要なもの】

- ・ 職場の健康保険に加入したとき……………職場の被保険者証（全員分）または加入したことがわかる証明書、国民健康保険被保険者証
- ・ 職場の健康保険の被扶養者になったとき……………職場の被保険者証または加入したことがわかる証明書、国民健康保険被保険者証
- ・ 転出したとき……………国民健康保険被保険者証
- ・ 死亡したとき……………国民健康保険被保険者証

※職場の健康保険等に加入された情報は市に提供されませんので、必ず国民健康保険脱退の手続きに来庁ください。

※本人以外が届出をする際には印鑑が必要になります。また、自動浸透印は使用できません。

お問合せ

東大和市役所 市民部 保険年金課（1階2番窓口）

〒207-8585 東大和市中央3丁目930番地 ☎042(563)2111 内線1021～1024

土曜窓口をご利用ください

保険年金課の土曜窓口は、午前8時30分～正午に開庁しております（祝日と年末年始は開庁していません）。業務によっては、平日と同様には取扱えないものもありますので、ご了承ください。